

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影（または記入された署名）と届出の印鑑（または署名鑑）との照合手続を受けたものに限ります。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日・受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。

5. (払戻回数超過手数料)

- (1) 毎月1日から月末日までの1ヶ月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払い戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
- (2) 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻時に払戻請求書なしでこの預金の口座から自動的に引き落とします。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻をすることができる金額をこえるときは、その払戻はできません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定するこ

とはできません。

7. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ）1,000円以上について付利単位1円として、次項の利率によって計算のうえ毎年3月と9月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という）は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合この預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、および通帳は、譲渡または質入することはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

11. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいづれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロ

ーンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

- (4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出した在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

12. (解約等)

この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 異動が最後にあった日
- ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される自由として事項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります)
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなつた日

- (2) 1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金等にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)※ただし以下の条件による

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(休眠預

金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります）

(i) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

D. 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかつた場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとし、以下の条件による

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

E. 預金者等からの残高の確認があつたこと。（ATMによる残高照会、ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る。）

F. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があつたこと。

G. 総合口座規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとする。

H. 当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります）。

③ 総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと　他の預金に係る最終異動日等

14.（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合は、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任しま

す。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

以上